

市街化調整区域における立地基準（審査基準） 新旧対照表

改正案	現行
<p>11 沿道サービス</p> <p>審査基準</p> <p>1 (1)イの休憩施設を備えたコンビニエンスストアは、<u>日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）</u>の「<u>5631 コンビニエンスストア</u>」に分類されるものであること。</p> <p>2 (1)ウの給油所等は、自動車等の整備作業所を併設する場合にあっては、当該部分の事業が<u>日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）</u>の「<u>8911 自動車一般整備業</u>」に分類されるもの（<u>板金・塗装をするものを除く。</u>）であること。</p> <p>3 略</p> <p>15-(17) 相当期間適正に利用された業務用建築物のやむを得ない用途変更</p> <p>審査基準</p> <p>1 ~ 5 略</p> <p>6 市街化調整区域決定前に建築された工場の用途変更のうち、従前の用途と用途変更後の用途が、<u>日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）</u>における小分類で同一のものは、法の許可を要しない改築として取り扱う。ただし、その他に分類されるものについては従前の用途と同種であると判断できるものに限る。</p> <p>7 略</p>	<p>11 沿道サービス</p> <p>審査基準</p> <p>1 (1)イの休憩施設を備えたコンビニエンスストアは、<u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u>の「<u>5891 コンビニエンスストア</u>」に分類されるものであること。</p> <p>2 (1)ウの給油所等は、自動車等の整備作業所を併設する場合にあっては、当該部分の事業が<u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u>の「<u>8911 自動車一般整備業</u>」に分類されるもの（<u>板金・塗装をするものを除く。</u>）であること。</p> <p>3 略</p> <p>15-(17) 相当期間適正に利用された業務用建築物のやむを得ない用途変更</p> <p>審査基準</p> <p>1 ~ 5 略</p> <p>6 市街化調整区域決定前に建築された工場の用途変更のうち、従前の用途と用途変更後の用途が、<u>日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）</u>における小分類で同一のものは、法の許可を要しない改築として取り扱う。ただし、その他に分類されるものについては従前の用途と同種であると判断できるものに限る。</p> <p>7 略</p>

別表（店舗等）

【 別添参照】

別表（店舗等）

【 別添参照】

令和5年度中に一部改正の岡崎市開発行為の許可等に関する条例及び同条例施行規則の内容についても反映しています。